

都立肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制検証委員会設置要綱

(目 的)

第1 都立肢体不自由特別支援学校に試行的に導入している新たな指導体制について、課題や成果等を検証するとともに、平成22年度に策定を予定している東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の検討に資するため、東京都教育委員会に「都立肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制検証委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、調査・検討し、その結果を東京都都立学校教育部長に報告する。

- (1) 肢体不自由特別支援学校における教員の役割に関すること。
- (2) 肢体不自由特別支援学校における外部の専門家等の活用に関すること。
- (3) 肢体不自由特別支援学校における教育のあり方に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(構 成)

第3 委員会は、東京都教育庁関係者、東京都立特別支援学校関係者、民間企業、外部人材代表者等の中から、東京都教育委員会教育長が任命及び委嘱する者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長には、教育庁都立学校教育部主任指導主事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を主宰し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 委員会の設置機関は、委員会が設置された日から平成23年3月31日までとする。

(幹事会及び作業部会)

第6 委員会には、委員会の検討事項の整理、その他委員長から指示のあった事項を処理するための幹事会または作業部会を設置することができる。

(意見聴取)

第7 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会 議)

第8 委員会の会議は、原則として非公開とする。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、都立学校教育特別支援教育課及び指導部義務教育特別支援教育指導課が担当する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年11月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

